

保険法等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令新旧対照条文 目次

一	船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵運輸省令第二号）（第一条関係）	1
二	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第二条関係）	2
三	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第三条関係）	4
四	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第四条関係）	5
五	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第五条関係）	6
六	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）（第六条関係）	8
七	金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第七条関係）	11
八	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）	12
九	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第九条関係）	13
十	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）（第十条関係）	26
十一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十一条関係）	28

一 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年<sup>大蔵</sup>運輸省令第二号）（第一条関係）

<p>新</p>	<p>（事業方法書）  第十條 法第十六條第二項第二号に規定する事業方法書には、次の事項を定めなければならない。  一～五 （略）  六 保険証券（<u>保険法（平成二十年法律第五十六号）</u>第六條第一項の書面をいう。）及びこれに添付すべき書類の様式  七～十 （略）</p>
<p>旧</p>	<p>（事業方法書）  第十條 法第十六條第二項第二号に規定する事業方法書には、次の事項を定めなければならない。  一～五 （略）  六 保険証券及びこれに添付すべき書類の様式  七～十 （略）</p>

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第二条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ〜ト (略)

三 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ〜ト (略)

三 (略)

三 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第三条関係）

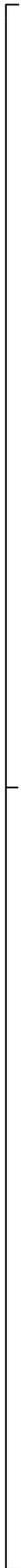
新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第四条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）（第五条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>



六 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）（第六条関係）

新	旧
<p>（生命保険契約等の締結に係る制限）            第十条の十（略）</p> <p>（生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）            第十二条の三（略）</p> <p>（譲り受けた債権についての生命保険契約等の締結に係る制限）            第二十一条の二（略）</p> <p>（譲り受けた債権についての生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）            第二十一条の四（略）</p> <p>（保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限）            第二十六条の二の二（略）</p> <p>（保証等に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限）            第十条の十（略）</p> <p>（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）            第十二条の三（略）</p> <p>（譲り受けた債権についての生命保険契約の締結に係る制限）            第二十一条の二（略）</p> <p>（譲り受けた債権についての生命保険契約に係る同意前の書面の交付）            第二十一条の四（略）</p> <p>（保証等に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限）            第二十六条の二の二（略）</p> <p>（保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付）</p>

第二十六条の二の四 (略)

(受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限)

第二十六条の七の二 (略)

(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の七の四 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限)

第二十六条の十二の二 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十二の四 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約等の締結に係る制限)

第二十六条の十八の二 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約等に係る

第二十六条の二の四 (略)

(受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十六条の七の二 (略)

(受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の七の四 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十六条の十二の二 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第二十六条の十二の四 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての生命保険契約の締結に係る制限)

第二十六条の十八の二 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る生命保険契約に係る同

同意前の書面の交付)  
第二十六条の十八の四  
(略)

意前の書面の交付)  
第二十六条の十八の四  
(略)

七 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第七条関係）

新	旧
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十一条第一項（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>四～三十二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十一条第一項（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>四～三十二 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

八 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第八条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第一百十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第九条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（第二百四十条―第二百四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（事業方法書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 保険証券（保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項、第四十条第一項又は第六十九条第一項の書面をいう。以下同じ。） 、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>六～八（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（第二百四十条―第二百四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（事業方法書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>六～八（略）</p> <p>2・3（略）</p>

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号に掲げる事項にあつては第七十条第一項第一号イの保険料積立金(以下この条において単に「保険料積立金」という。)を計算する保険契約又は同項第三号の払戻積立金を積み立てる保険契約に係る事項に、第四号に掲げる事項にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に係る事項に、第六号に掲げる事項にあつては保険料積立金を計算する保険契約に係る事項に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇八 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 次のイ及びロに掲げる手続に関する当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。

イ 保険契約の締結(被保険者の同意を必要とする契約の変更を

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇八 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 保険契約の締結(被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。)又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十七条第一項(同法第六百八十三条第一項において準用する同法第六百六十四条の規定により準用される場合

含む。次号において同じ。） 保険法第三十八条又は第六十七  
条第一項の同意

ロ 保険法第四十三條第一項又は第七十二條第一項に規定する保  
険金受取人の変更 同法第四十五條又は第七十四條第一項の同  
意

二の二〇七 (略)

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五條 (略)

2 組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表  
の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当  
該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一・二 (略)

三 法第四條第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六  
十九條第一項第一号又は第七十條第一項第一号イの保険料積立金  
の追加積立て

四・五 (略)

(資産の運用方法の制限)

第四十七條 法第九十七條第二項に規定する内閣府令で定める方法は

を含む。)に規定する指定若しくは変更の手續に關し、同法第六  
百七十四條(同法第六百八十三條第一項において準用する同法第  
六百六十四條の規定により準用される場合及び同法第六百七十七  
條第二項(同法第六百八十三條第一項において準用する同法第六  
百六十四條の規定により準用される場合を含む。)の規定により  
準用される場合を含む。)に規定する保険契約に係る同意の方式  
が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式  
であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。

二の二〇七 (略)

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五條 (略)

2 組織変更後株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表  
の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当  
該減少額につき組織変更剰余金額を減額することができる。

一・二 (略)

三 法第四條第二項第四号に掲げる書類を変更することによる保  
料積立金の追加積立て

四・五 (略)

(資産の運用方法の制限)

第四十七條 法第九十七條第二項に規定する内閣府令で定める方法は

、次に掲げる方法とする。

一～六 (略)

六の二 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約に係る出資

七～十三 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ～ハ (略)

ニ 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約)の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項(保険業

、次に掲げる方法とする。

一～六 (略)

六の二 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は商法第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約に係る出資

七～十三 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ～ハ (略)

ニ 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約)の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項(商法等

法等の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金(以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。)及び第一項第二号の二の払戻積立金(以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。)は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の保険契約(特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る保険料積立金及び払戻積立金については、平準純保険料式(保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式をいう。次条、第百五十条及び第百五十一条において同じ。)により計算した金額を下回ることができない。

の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホクト (略)

三 (略)

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の保険契約(特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、平準純保険料式(保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式をいう。次条、第百五十条及び第百五十一条において同じ。)により計算した金額を下回ることができない。

三 前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5～7 (略)

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 (略)

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金（以下この項において単に「保険料積立金」という。）に係る金額に限る。次項において単に「普通責任準備金」という。）及び前項第三号の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に

三 前条に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5～7 (略)

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 (略)

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限る。）及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る前項第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、

に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3  
3  
6  
(略)

法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第六十八条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3  
3  
6  
(略)

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一・二 (略)

三 法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号イの保険料積立金の追加積立て

四・五 (略)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号に掲げる事項にあつては第百五十一条第一号イの保険料積立金(以下この条において単に「保険料積立金」という。

(合併剰余金額の計算等)

第一百一条 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一・二 (略)

三 法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる保険料積立金の追加積立て

四・五 (略)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては契約者配当を行う

〔を計算する保険契約又は同項第三号の払戻積立金を積み立てる保険契約に係る事項に、第四号に掲げる事項にあつては契約者配当を行う保険契約に係る事項に、第六号に掲げる事項にあつては保険料積立金を計算する保険契約に係る事項に、それぞれ限るものとする。〕を、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならぬ。

一〇八 (略)

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金(以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。)及び第一項第二号の二の払戻積立金(以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。)は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約(特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る保険料積立金及び払戻積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。〕を、法第百八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇八 (略)

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約(特別勘定を設けた保険契約を除く。)に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 外国生命保険会社等の日本における業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5～7 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金（以下この項において単に「保険料積立金」という。）に係る金額に限る。次項において単に「普通責任準備金」という。）及び前項第三号の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第四百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る保険

三 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 外国生命保険会社等の日本における業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別の事情がある場合には、前条に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5～7 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

2 前項第一号の普通責任準備金（同号イの保険料積立金に係る金額に限る。）及び同項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第四百四十九条第二項及び第三項に規定する保険契約に係る前項

料積立金及び払戻積立金については、法第九十九条において準用する法第十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。

四 外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。

第一号イの保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第九十九条において準用する法第十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあつては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第四号において同じ。）に係る前項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。

四 外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第四百九条第二項及び第三項に規定する保険契約（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。）については、第一号の規定を適用せず、同条第二項及び第三項に規定する保険契約以外の保険契約については、第二号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。

ない。

3～6 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ～ハ (略)

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ～ト (略)

三 (略)

い。

3～6 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ～ハ (略)

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九條の七の五第三項（商法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ～ト (略)

三 (略)

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十七条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第六十六条第一項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする。

(新設)

十 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）（第十条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>



十一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）（第十一条関係）

新	旧
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> <p>三 （略）</p>